

4. 渇水時の供給者側の支出について

渇水による減・断水被害の回避効果としては、需要側の被害の回避に加え、供給者側の追加費用の回避分を見込むことができる。供給者側の追加費用は、給水制限等を実施する場合の費用であって、以下の費目が考えられる。

- ① 広報（広報誌、広告、CM、人件費）
- ② 応急給水用費用（車、設備、人件費）
- ③ 断水操作費用（バルブ操作、洗管、洗浄）
- ④ 対策本部運営費（人件費など）

1. 算定方法

渇水が発生した場合の対応費用は、過去に渇水の実績がある場合には、その際の追加支出費用をもとに設定する。過去に渇水の事例がない場合には、表V-4-1-1の単価を給水人口等で補正し、基準年度の価格に調整して算定する。

$$\boxed{\text{渇水が発生した場合の供給者側の費用} = \text{給水人口当たりの単価} \times \text{給水人口} \times \text{制限日数}}$$

単価は、配水ブロック化や水運用システム(電動弁)が整備され、円滑な断減水操作が可能な場合には、表V-4-1-1のうち、「水運用システムやブロック化など渇水への備えがされている場合(1.9円/人・日)」を、過去に渇水による減・断水被害の経験がないなど、相応の対応が必要と想定される場合には、「左記の備えが十分でない場合(2.8円/人・日)」を採用する。

表V-4-1-1 渇水時の供給者側の費用単価

該当ケース	水運用システム、ブロック化など渇水への備えがされている場合	左記の備えが十分でない場合
単 価 (円/人・日)	1.9	2.8

(平成18年度価格)